

(議院運営委員会)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五一号) (衆議

院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外すること。
- 二、この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行すること。